

ガス安全小委員会 事務局提出資料

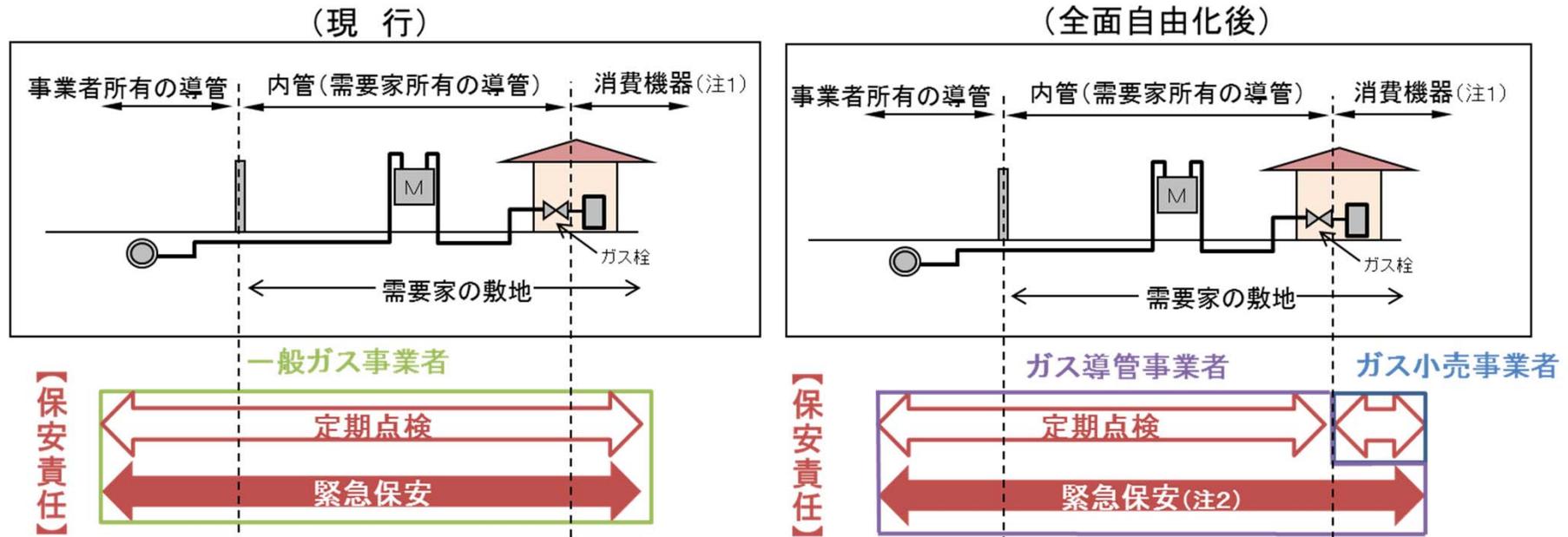
連携・協力ガイドラインの追加記載事項について

平成28年10月

経済産業省 商務流通保安グループ
ガス安全室

I. 改正ガス事業法における保安規制（全体像）

- 需要家敷地内に敷設された需要家所有のガス工作物（敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで）の点検・緊急時対応・事故報告は、**ガス導管事業者**が担う。
- **消費機器の調査・危険発生防止周知・事故報告**については、需要家と契約関係にあつて接点が多く、契約に当たって消費機器情報を把握する機会が多い**ガス小売事業者**が担う。



(注1) ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

(注2) ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

小売全面自由化後の保安義務と責任主体

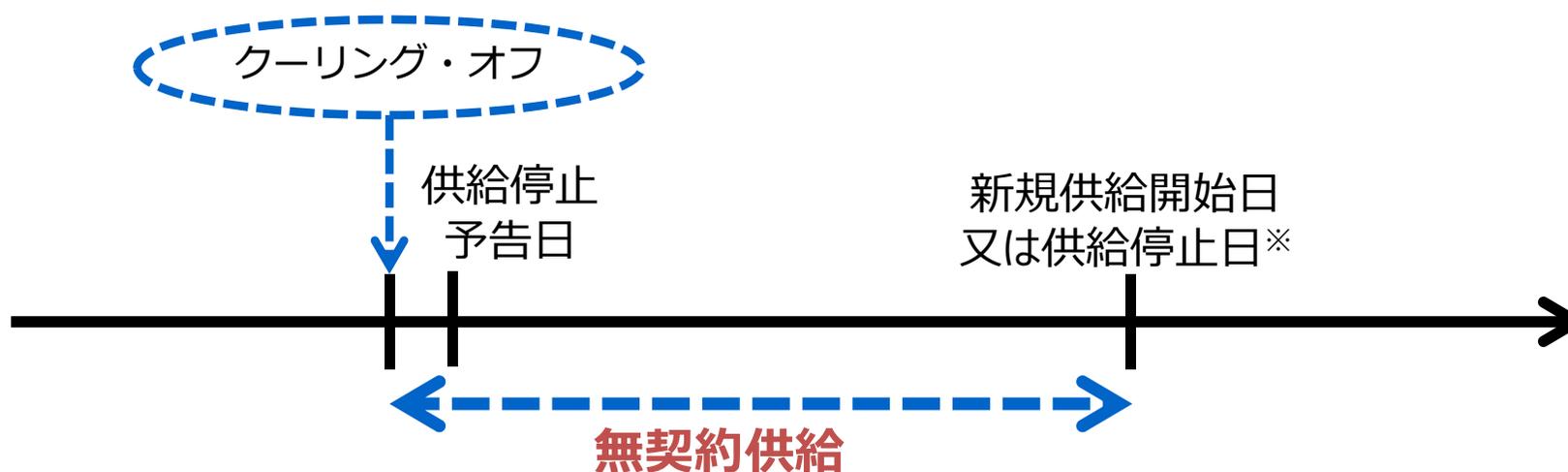
| 保安義務 | 責任主体 |
|-----------------------|--------------|
| ガス工作物の点検・緊急時対応・事故報告 | ガス導管事業者 (※1) |
| 消費機器の調査・危険発生防止周知・事故報告 | ガス小売事業者 (※2) |

(※1) ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・事故報告ともに、ガス小売事業者が担うこととなる。

(※2) 一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

Ⅱ. 論点<ガス小売事業者不在（無契約供給）の間の保安の担い手>

- 電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、クーリング・オフによりガス小売事業者と需要家との間の小売供給契約が解除された場合、需要家保護の観点から直ちに供給停止はしない方向で検討が進められている。
- そのため、クーリング・オフ日から、新たに供給契約を締結して供給を受ける日（又は供給停止日）までの間、供給契約に基づかずにガスが需要家に供給される「無契約供給」が生じ得る。
※この無契約供給は、クーリング・オフに限らず、ガス小売事業者の倒産等の場合にも生じ得る。
- この無契約供給の期間においては、本来、ガス小売事業者が担うべき保安（①消費機器に関する事故報告、②消費機器に関する調査・周知）の主体が一時的に不在となる。
- このため、無契約供給の間の保安の担い手について整理が必要。



※ 供給停止予告日と供給停止日には、クーリング・オフの場合には5日程度の期間を空けることとされており、倒産等の場合には最大で1月程度の期間が空くと想定される。

(参考) 第11回制度設計専門会合資料 (クーリング・オフの場合の取扱いについて)

(第11回制度設計専門会合
資料6 P.5抜粋)

5. 契約の解除手続の適正化

(1) 需要家からの契約解除時の手続①

| 項目 | 規定の概要 |
|-------------------------------|--|
| iii) 需要家からのクーリング・オフについての適切な対応 | <p>(自由料金によるガスの小売供給契約がクーリング・オフの対象とされた場合を想定) クーリング・オフにより需要家に対するガスの供給に支障が生じることがあってはならないとの観点から、以下のように整理してはどうか。</p> <p>① 問題となる行為 以下の行為を怠ることを「問題となる行為」と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ガス小売事業者は、クーリング・オフがあったとしても直ちに供給停止（閉栓）をせず、一般ガス導管事業者に対して、クーリング・オフを理由とすることを明示の上、託送契約の解除を行う。・ 一般ガス導管事業者は、需要家が無契約であることを理由に供給停止をする際には、5日程度前の供給停止予告通知や、他のガス小売事業者と契約するか、最終保障供給・経過措置約款を申し込む方法があることの説明を行う。 |

※上記については、「電力の小売営業に関する指針」でも同様の整理がされているが、今後、無契約状態となる期間の保安責任について別途、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会において整理する必要がある、その結果を踏まえて修正する可能性がある。

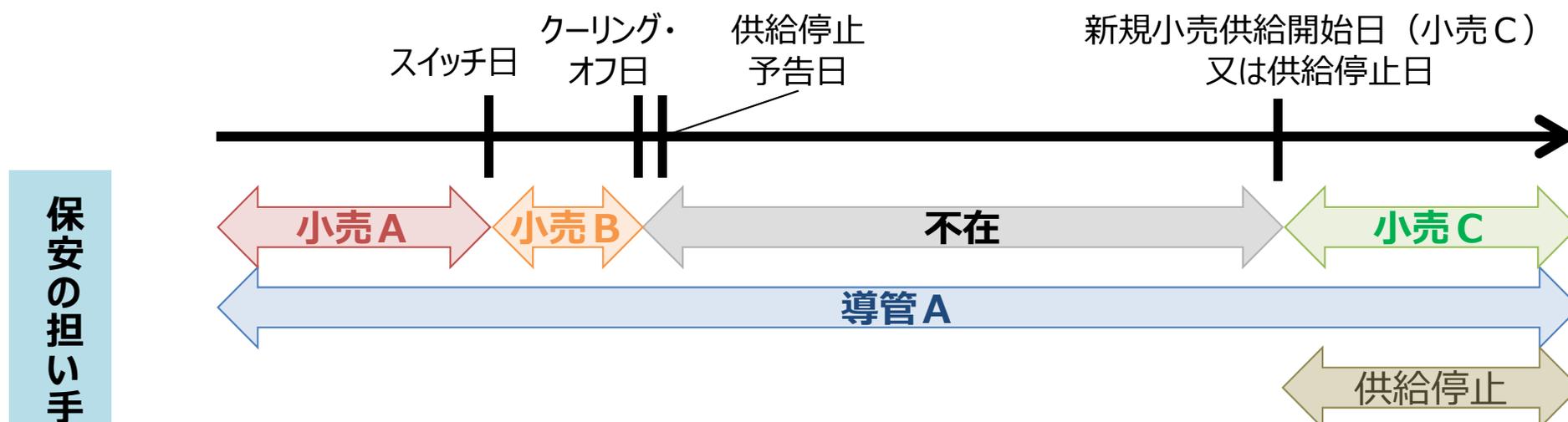
Ⅲ. 前提となる考え方

- 万が一、無契約供給が生じた場合でも、緊急時の対応は一律ガス導管事業者が対応することから、現場対応上の問題が生じる懸念は無い。
- 無契約供給となるのは、クーリング・オフの場合で5日程度、倒産等の場合で最大1月程度と、期間が限られている。
- 特に、クーリング・オフについては、その対象となる取引類型が、訪問販売や電話勧誘販売の場合に限られている。
- 以上から、無契約供給による保安面での影響は極めて限定的。

IV-1. 「事故報告」の担い手（案）

- ガス小売事業者が不在の期間、消費機器に関する事故が起こった場合は、事故の発生を知った時から（24時間以内）可能な限り速やかに、ガス導管事業者から経済産業省へ、速報の事項（事故の概要等）について提出することとしてはどうか。（行政指導）
- その後、当該事故発生後にガス小売事業者等と供給契約締結した場合、ガス導管事業者は、速やかに速報の内容を新たなガス小売事業者に引き継ぐとともに、引継ぎ日から起算して30日以内に、同ガス小売事業者から経済産業省へ、詳報の事項（事故の内容や再発防止対策等）について提出することとしてはどうか。（法定報告）
- なお、「事故報告」については、その運用を明確にするため、「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に追記することとする。

＜例：小売事業者であるAからBへスイッチ後、クーリング・オフがなされた場合＞



- ※ 1 供給停止した場合、ガス導管事業者が事故報告の詳報の様式を用いて情報提供を行うこととなる。
- ※ 2 事故の原因について、原則として情報提供者の責めに帰すことはない。

IV-2. 「消費機器調査・周知」の担い手（案）

- ガス小売事業者が不在の期間、消費機器調査・周知の満期日を迎えた場合は、**満期日経過後に当該需要家と供給契約を締結したガス小売事業者等が、遅滞なく消費機器調査・周知を行うこと**としてはどうか。
- なお、無契約供給において調査・周知満期日を未実施のまま迎えたことは、いずれの事業者の責めにも帰さないこととする。
- また、「消費機器調査・周知」についても、その運用を明確にするため、「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に追記することとする。

＜例：小売事業者であるAからBへスイッチ後、クーリング・オフがなされた場合＞

